

ID: 1609

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の20第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の20第1項の規定による。 (指定特定相談支援事業者の指定) 第51条の20 第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として主務省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所(以下この款において「特定相談支援事業所」という。)ごとに行う。 2 第36条第3項(第4号、第10号及び第13号を除く。)の規定は、第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第36条第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和5年7月28日